

だれもが安心して利用できる介護保険制度への見直しを求める意見書

昨年4月から改定された介護保険法が全面施行され、多くの高齢者が容赦なく公的なサービスを奪われている。「要介護度が低い」とされた高齢者は、介護保険で利用してきた介護ベッド、ヘルパーやデイサービスなどを取り上げられている。2005年10月から介護施設の居住費・食費が全額自己負担となったため、負担増に耐えられず退所を余儀なくされたり、ショートステイ・デイサービスを断念した高齢者も少なくない。政府が宣伝した「介護予防」や「自立支援」とは全く逆のことが起きている。

これまでも介護保険の実態は、保険料は現役時代の給料からも年金からも容赦なく「天引き」されながら、基盤整備はおくれており、低所得者には利用料の負担が重いなど、「保険あって介護なし」と指摘されてきた。今回の改定は、一層の負担増に加えて、「介護の社会化」という最大の看板まで投げ捨てて、要介護度が低いとされた高齢者をサービスから「門前払い」するものである。公的な介護制度でありながら、低所得者、「軽度者」など多くの高齢者の利用を排除するもの、「保険料だけとりたてて、介護は受けさせない」制度へと、介護保険は重大な変質を始めている。

これは、ゆゆしき事態である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、だれもが安心して利用できる介護保険制度にするために、以下の施策を緊急に講ずることを求めるものである。

記

- 1 要介護1以下の軽度の高齢者への介護ベッドなど福祉用具の貸与を復活させること。
- 2 高齢者が必要なホームヘルプサービスを受けられるように、生活援助の長時間加算の復活も含めて介護報酬を改善し、要支援1・2の人の利用限度額を引き上げること。
- 3 介護保険料・利用料を支払い能力に応じたものに改めること。当面、全国市長会が要望しているように、国庫負担を30%に引き上げ、介護保険導入以前の50%へと計画的に引き上げること。国として保険料・利用料の恒久的な独自減免・軽減制度を確立すること。市町村が行う保険料の減免について、全額免除、一般財源の繰り入れ、収入審査だけの減免を「不相当」とする、いわゆる「3原則」による締めつけを中止すること。
- 4 利用料の2割負担への引き上げや、軽度の高齢者を介護保険の対象から外すことなど、さらに介護保険制度を変質させてしまうようなことは絶対に行わないこと。

と。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司